

郭成偉主編

新中国法制建設50年

南京：江蘇人民出版社／1999年9月／36元



郭 翔

一 本書執筆の背景と意図

中華人民共和国が成立して五〇年来、法制建設は紆余曲折の道をたどった。そこには経験ばかりでなく、教訓もあった。新中国の法制建設に対して系統のかつ綿密な研究を行うことは、中国の法学専門家が直面している課題であるばかりか、法制度をさらに健全で完全なものにし、中国を現代的法治国家にすることについても無視することのできない意義を備えている。

中国政法大学の法制史専門家である郭成偉教授と他の法学専門家は、江蘇人民出版社の依頼に応じて、この『新中国法制建設五〇年』を書いた。まさに元中国全国人民代表大会常任委員会副委員長である雷潔瓊教授が「序言」に「本書は豊富で詳細かつ確実な資料を収集し、建国以来数十年の法制建設の歴史に対する統轄整理を立脚点とし……我が国現代の法制史研究活動と社会主義法治建設活動の参考とすべき著作である」と指摘しているとおりである。

二 本書の構成と主な内容

本書は全体で五篇、二五章に分かれ、およそ四六万字余りから成っている。

第一篇は「創始篇」とし、時期は一九四九年から一九五六年にかけてである。この時期の重要な立法は一九四九年九月の第一期中国人民政治協商会議で採択された臨時憲法の役割を果たした「共同綱領」と一九五四年九月の第一期全国人民代表大会第一回会議で採択された「中華人民共和国憲法（歴史的には新中国第一部の憲法或いは『五四』年憲法と呼ばれている）」であると指摘する。同時にこの時期には「中華人民共和国婚姻法」および関連する刑事法律や民事経済の法律法規も制定され、また全国で司法体制系が構築され始めた。著者は「この時期の法制建設は、新中国成立当初の各事業の回復と発展を、積極的に推進する働きをし、新中国における法制建設の新たなページを開いた」と指摘している。

第二篇は「発展篇」とし、時期は一九五六年から一九六六年にかけてである。

この時期の法制建設の標題を「発展篇」としたことは議論の余地がある。もとよりこの時期も若干の法規が制定され、「刑法」や「刑事訴訟法」などの重要な法律の起草も着手されたが、まさに本書で指摘されているように、一九五七年からは「共産党内の指導的思想に『左』傾化の誤りが現われはじめ、反右派闘争の拡大化、階級闘争のたびかさなるエスカレート、経済での大躍進、個人崇拜傾向が深刻化し、国家の政治活動中に多くの不平常な現象が現れた」。党の政策が法律に取って代わり、絶え間ない政治活動や大衆運動が法律と秩序に打撃を与え、法律虚無主義は日増しに優勢を占めていき、国家の法制建設は次第に干渉と破壊に見まわれた。それゆえ、この時期の中国の法制建設は全体的には発展の状態にはなく、停滞、後退の状態にあった。

第三篇は「挫折篇」とし、時期は一九六六年から一九七六年にかけてである。十年もの長きにわたる『文化大革命』の中で、中国の法制建設は全面的な大破壊を受けた。中国人民はその苦しみを深く

受けた。著者は「中国の法制が破壊に見まわれた状況に対して学問上の理論によって解釈し分析した。その趣旨は歴史を鏡とし、警告を人に示す事である。かつ現在と今後の中国の法制建設のために、真実の歴史的参照と理論上での探求を提供することである」と指摘している。

第四篇は「改革開放篇」とし、時期は一九七七年から一九九九年にかけてである。本書中で、この時期は「新中国の改革開放の重要な時期であり、中国の社会主義法制発展の輝かしい時期でもある」と指摘している。中国は憲法を中核となす法律法規体系を初歩的に形成し、基本的には国家、社会に「依るべき法がある」ようにした。中国共産党十五回全国代表大会で「法に基づき国を治め、社会主義法治国家を建設する」との基本方針を明確に提起し、中国の法制建設のための方向を明らかに指し示した。

第五篇は「期待篇」としている。中国の法律の近代化に対する総合評価を行い、新中国成立以来の法制建設の任務と教訓に対して総括と反省を行っている。しか

も中国的特色をそなえた社会主義法律体系を建設する構想と意見を提起している。この部分は本書の研究の結論でもあらう。

三 本書の特色

本書は法制史学の著作であるので、かなり豊富な新中国の法制史資料を集め、整理し、それに対してかなり系統的な分析研究を行っている。議論を含み、歴史と論証との結合という歴史論と歴史学研究の原則と、研究方法を体现している。本書の主な特色は以下に示す諸点にある。

(1) 新中国成立後五〇年の法制建設の紆余曲折の道のに對して、かなり客観的な紹介・評価を加えている。

(2) 新中国成立後五〇年の法制建設の経験と教訓に對して、理論と実践の結合から、系統的な総括と分析を行っている。本書中で、「法の継承化」、法の「グローバル化」の問題を重視すべきこと、「法律虚無主義を一掃し、法に基づきで国を治めるといふ確固とした考えの樹立」を継続しなければならぬこと、「封建專制主

義が残した影響を払う緊急性」という問題などを提起している。歴史の中から推し広めた理性的思考と結論とが本書の科学的価値を反映している。

(3) 法理學上から中国の特色をもった社会主義法制の体系構築の書写真を初步的に描いている。書中で、「中国の特色をもった社会主義法律体系を構築し、価値機能において中国における法律の現代化の復興を重視する。一方で歴史上の中華法系の中から成功した制度・規則や制度の実体を参考にくみ取らなければならぬ。また伝統的法律文化のすぐれた内容を吸収すると同時に、現在世界の二大資本主義法系が融合しようとする過程の中で現れてきた先進的な制度的要素と文化的要素を参考にしなければならない」と指摘している。法の部門では憲法・國際法・民商法・行政法・經濟法・社会保障法・刑法・司法行為法の「八大体系」を包括すべきである。また、法律の衝突、法律の空隙、授權立法、立法解積などの一連の問題をうまく解決すべきである。

書中では「社会主義法治は社会主義の

人權を保障し、社会主義における国民全体の利益を体现する法治である。人の現代化、法治意識の現代化、とりわけ政治の上部構造とイデオロギーの現代化は、社会主義の法治を実現するための重要な要素である」と指摘している。惜しむらくは、本書では民主政治の現代化と現代的法治國家建設の關係について、未だ深く分析し論述することができていない。これはあるいは本書の任務ではないのかもしれない。つまりは、中国が「法に基づき國を治める」ことを實現する道のは遠いのである。